富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター 生命科学先端研究支援ユニット放射線障害予防内規

平成31年2月22日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット放射線障害予防規程(以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット(以下「ユニット」という。)の放射線障害の防止に関し、その実施を図るため必要な事項を定める。

(委託業務の管理)

第2条 放射線管理に関する業務を外部に委託した場合は,安全管理責任者が当該委託 を管理することとする。

(放射性同位元素の使用)

- 第3条 密封されていない放射性同位元素を使用する者は、規程第25条第1項に定める もののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 取扱経験の少ない業務従事者は、単独で取扱作業をしないこと。
  - (2) 作業室は、常に整理し、必要以上の器具類を持ち込まないこと。
  - (3) 作業室においては、専用の作業衣、保護具等を着用して作業し、作業中はしばしば汚染の有無を検査して、汚染が検出された場合は、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。
  - (4) 放射性同位元素を空気中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある 作業を行う場合には、フード等の局所排気装置又は換気装置等を使用し、作業室内 の空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下となるようにすること。
  - (5) しゃへい壁その他しゃへい物により、適切なしゃへいを行うこと。
  - (6) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - (7) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
  - (8) 作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、その表面の放射性同位元素による汚染を除去し、又はその触れる物を廃棄することにより、表面密度限度を超えないようにすること。
  - (9) 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
  - (10) 密封されていない放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び 使用場所に所定の標識を付け、必要に応じてさく等を設け、注意事項を明示する等、 事故発生の防止措置を講ずること。
- 2 規程第25条第2項に定める計画書に記載の使用方法は, 放射性同位元素の具体的な 使用方法とする。

(受入れ,払出し)

- 第4条 安全管理責任者は、放射性同位元素の受入れ又は払出しの際には、あらかじめ 承認証及び保管の帳簿等により承認の範囲内であることを確認しなければならない。 (保管)
- 第5条 安全管理責任者は、規程第27条第1項に定める放射性同位元素の保管が適切に 行われていることを確認しなければならない。

(貯蔵能力の確認)

第6条 安全管理責任者は、放射性同位元素を受け入れる場合は、あらかじめ保管の帳簿等により貯蔵能力を超えないことを確認するとともに、規程第22条第1項に定める定期点検により、保管する放射性同位元素の種類及び数量が貯蔵能力を超えていないことを確認しなければならない。

(運搬)

第7条 安全管理責任者は、規程第28条第1項及び第2項に定める放射性同位元素等の 運搬の際に講じる措置が適切に行われていることを確認しなければならない。

(廃棄)

- 第8条 安全管理責任者は、規程第29条第1項に定める放射性同位元素等の廃棄が適切 に行われていることを確認しなければならない。
- 2 施設長は、廃棄施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を 掲示し、廃棄施設に立ち入る者に遵守させなければならない。

(場所の測定)

- 第9条 規程第31条第1項の測定は、同条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は、規程第31条第4項第1号に定める各場所において、放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所について行うこと。
  - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、規程第31条第4項第2号に定める各場所において、放射性同位元素による汚染が最も多いと考えられる箇所について行うこと。
  - (3) 空気中の放射性同位元素の濃度の測定は、各作業室において、空気中の放射性同位元素の濃度が最も高いと考えられる箇所について行うこと。
- 2 安全管理責任者は、規程第31条第4項第2号に定める放射性同位元素による汚染の 状況の測定の結果に異常を認めたときは、同条第5項に定めるもののほか、安全確保 のため、作業計画を作成した上で、除染作業を行わなければならない。

(教育及び訓練の省略)

- 第10条 規程第33条第3項に定める教育及び訓練の省略の基準は,次に掲げるとおりと する。
  - (1) 他の事業所の教育及び訓練の受講が確認できる場合

- (2) 本学の学部又は大学院の講義において,規程第33条第2項に定める教育及び訓練の項目の教育を受け、単位の取得が確認できる場合
- (3) 教育及び訓練の項目及び時間数と同様の内容の外部機関の研修等の受講が確認できる場合
- (4) その他教育及び訓練の項目について、十分な知識及び技能を有していることが確認できる場合
- 2 施設長は、教育及び訓練を省略する場合は、あらかじめ業務従事者から、前項各号 の内容が確認できる書面等を提出させなければならない。
- 3 安全管理責任者は、施設長が教育及び訓練を省略した場合は、次に掲げる項目を規 程第36条第1項に定める帳簿に記載しなければならない。
  - (1) 教育及び訓練を省略した年月日,項目及び理由
  - (2) 教育及び訓練を省略した者の氏名

(一時立入者の教育)

- 第11条 規程第33条第4項に定める一時立入者の教育は、規程第20条第1項及び第2項 に定める事項及び次に掲げる事項について、口頭又は書面で行うこととする。
  - (1) 管理区域に立ち入る場合は、業務従事者又は安全管理担当者が同行し、又は立ち会うこと。ただし、点検又は修理のために立ち入る場合はこの限りではない。
  - (2) 作業室内の実験台やドラフト内に置いてある物には、むやみに触れないこと。
  - (3) 放射性同位元素を取扱っている者の周囲には、むやみに近づかないこと。
  - (4) 管理区域から退出したときには、安全管理担当者の立ち会いの下、放射線測定器の測定結果及び退出時刻を記録すること。
  - (5) 外部被ばくを防ぐための3原則(しゃへい,距離,時間)を遵守すること。
  - (6) 放射線施設内において事故等が発生した場合には,安全管理責任者又は主任者の 指示に従い,速やかに施設外へ避難すること。

(帳簿の保存場所)

第12条 規程第36条第1項に定める帳簿の保存場所は、ユニットのアイソトープ実験施設1階管理室とする。

(点検の実施基準)

- 第13条 規程第37条第3項の規定に基づき,同条第1項に定める点検を実施する基準は, 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 富山市で震度5弱以上の地震が発生した場合
  - (2) 放射線施設で火災が発生した場合
  - (3) 津波、河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。